

茨城県から県独自の緊急事態宣言が出されました。

当面、班会など地域活動は中止・自粛することを呼びかけます！

新型コロナウイルス感染症は、11月の「第3波」以降、かつてない規模で広がり続けています。茨城県は1月18日から警戒レベルをはじめて「ステージ4」に引き上げ、県独自の緊急事態措置を発令しました。

これに伴い、当面（少なくとも警戒度が下がるまで）の対応として、以下のことを呼びかけます。

- ① 「3密」リスクとなる室内での班会・サロン等は中止とします。
- ② 支部運営委員会・機関紙仕分け作業も感染防止対策「3原則」に十分留意し、短時間で行いましょう。
- ③ 飲食を伴う組合員の集まりは中止とします。

～感染防止の3原則～

①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い・消毒

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話するときには、真正面は避ける。マスクを着用する。
- 会場での手洗い、帰宅後の手洗いなど手指消毒を必ず行う。